

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

大垣市水道部より大切なお知らせ

指定給水装置工事事業者制度は 令和元年10月1日より 5年ごとの更新制が導入されました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
※旧制度で指定を受けている工事事業者の皆様は、指定を受けた日によって、初回更新までの有効期間が異なります（下表参照）

指定を受けた日	政令で定められた初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日（1年間）
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日（2年間）
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日（3年間）
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日（4年間）
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日（5年間）

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さまあてに、郵便にて通知いたします。
なお、郵便の不着等による再通知はいたしませんので、ご注意ください。



●更新の要件は**新規指定と同様**となります。

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法で規定された欠格要件に該当しない者
※水道法第25条の3及び水道法施行規則第20条に準拠

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

- ※水道法第25条の8及び水道法施行規則第36条に基づき、事業の基準及び運営の基準について確認
- i. 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
 - ii. 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
 - iii. 給水装置工事主任技術者の研修受講状況等
 - iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

●更新申請に必要な書類

- ・指定申請書（様式第1号）
- ・（個人の場合）住民票
- ・（法人の場合）登記事項証明書及び定款又は寄付行為の写し
- ・誓約書（様式第2号）
- ・機械器具調書
- ・給水装置工事主任技術者選任届出書（様式第7号）
- ・給水装置工事主任技術者免状の写し

◎4項目確認用の書類（参考）

- 講習会の受講証、外部研修の修了証、配管技能の資格等

○指定更新手数料

14,000円（非課税）

◇更新申請についてのお問い合わせ
水道部企画経営課 TEL：0584-47-8679